

三島市 発掘作業員（会計年度任用職員）登録者募集

三島市では埋蔵文化財の発掘調査業務に従事していただける方を募集します。学芸員と一緒に市内の遺跡で発掘を行ってみませんか。もしかしたら、貴重な土器や石器を見つけることができるかもしれません。

お申し込み後、面接をさせていただき、登録の可否をお伝えします。発掘調査は不定期に行われるため、発掘調査業務が発生した段階で登録者の中から任用するものとなります。※登録を行っても必ずしも任用されるものではありません。

1 職種、業務内容

埋蔵文化財発掘作業員

- ・土を掘る、削る、運ぶなど屋外での発掘調査作業
- ・ある程度の体力は必要ですが、非常に重い荷物を運ぶような作業はありません。
- ・作業方法については同行する学芸員が指示、指導しますので、初心者でも可能です。

2 資格

- ・年齢、性別は不問です。
- ・地方公務員法第16条の規定に基づく欠格条項（禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 等）に該当しない人

3 勤務条件

- ・任用期間 1回の任用期間は原則1か月未満。通常は1日～数日の仕事となります。
（ただし、当日の天候や現場の状況によって作業を行わないことがあります。）
- ・勤務地 市内の発掘調査現場
- ・勤務時間 午前8時30分～午後4時30分（休憩1時間）※原則、平日の火～金曜日
- ・日給 6,890円以上（経験加算あり）
- ・通勤手当 三島市の規定に基づき支給します。
- ・時間外労働 なし
- ・賞与、有給休暇 なし
- ・加入保険 労働者災害保険（社会保険、厚生年金、雇用保険には該当しません。）

4 募集期間 随時（登録者の募集は年間通じて行っています。）

5 申し込み方法、任用までの流れ

- ・あらかじめ電話連絡の上、履歴書を市文化財課へ持参してください。その際、面接を実施します。面接実施後1週間以内に登録の可否をお伝えします。
- ・その後、任用が生じた際（発掘調査が必要となったとき）に必要な人数に応じて連絡します。

6 申し込み、お問い合わせ先

411-0035 三島市大宮町1-8-38 三島市民生涯学習センター4階 文化財課
電話 055-983-2672（担当 近藤、平林）